

## 商品概要説明書

### 成年後見支援貯金（普通貯金）

（2021年4月1日現在）

商品名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。</li> <li>・ 1 円以上</li> <li>・ 1 円単位</li> </ul>
払戻方法 （1） 払戻方法 （2） 払戻金額 （3） その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。</li> <li>・ 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。</li> <li>・ 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。</li> <li>・ 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。</li> </ul>
利息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税金 （5） 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の約定利率を適用します（変動金利）。</li> <li>・ 毎年1月と7月の J A 所定の日に支払います。</li> <li>・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。</li> <li>・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。</li> <li>・ 金利は J A 店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	・ この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかる場合がございます。
付加できる特約事項	・ 定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、 J A 本支店（所）または担当部署にお申し出ください。 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、 J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>埼玉弁護士会（ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・1人1口座とします。</li><li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li><li>・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。</li><li>・当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。</li><li>・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月12日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li></ul>
----------------	--

詳しくはJAの窓口にお問い合わせください。

JAバンク 栃木